

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

議案名

議案第 73 号 指定管理者の指定について(桐生が岡遊園地)

趣旨・目的

桐生が岡遊園地の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

概要

桐生が岡遊園地条例第 9 条の規定に基づき、桐生が岡遊園地の管理を行わせるため、公益法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生が岡遊園地
- 2 指定する団体 桐生市織姫町 2 番 5 号
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

桐生が岡遊園地は、観覧車をはじめとする 7 種類の大型乗物遊具、バッテリーカーなどの小型乗物遊具及びゲーム機等の施設が整備され、子どもから大人まで楽しめる遊園地で、桐生市を代表する観光施設でもあります。

桐生が岡遊園地の指定管理期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了することから、公募による選考の結果、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的且つ効果的な事業運営が図られていること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定しようとするものです。